

インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書

令和5年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、これにより、消費税における仕入税額控除の要件が、現在の「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」に見直される。

消費税課税事業者は免税事業者が発行する請求書等では仕入税額控除ができなくなり、その結果、免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになる。消費税課税事業者が納税額の増加を避けるためには、取引相手の免税事業者に対して、「仕入税額控除できない分の値引き」「課税事業者（適格請求書発行事業者）への転換」「取引の終了」を求めることが想定され、逆に、消費税の免税事業者は取引相手の課税事業者からこれらの対応を求められる。

免税事業者は全国に約500万者存在し、取引を行う課税事業者とともに地域の経済や雇用を支えており、インボイス制度の導入は小規模事業者の経営とその従業員や家族をも含めた生活に多大な影響を及ぼすことになる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により経済情勢が悪化しており、さらにインボイス制度自体の周知も遅れている。

国会及び政府におかれては、こうした事業者を取り巻く状況を十分に考慮のうえ、下記の事項を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 インボイス制度を見直し、小規模な課税事業者の納税額増加や免税事業者が値引きの強要や取引からの排除等の影響を受けないような仕組みにすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻等により、経済情勢が悪化しており、インボイス制度の周知も遅れていることから、当面は制度導入を延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年12月 日

衆議院議長 細田博之 殿
参議院議長 尾辻秀久 殿
内閣総理大臣 岸田文雄 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿
総 務 大 臣 松 本 剛 明 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山 定彦

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が原因である。

人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD（経済協力開発機構）加盟国平均以下である看護師の賃上げなど、ケア労働者の処遇改善を早急に行う必要がある。

また、連続16時間働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するためには、労働時間規制を含めた実効ある対策が必要であり、一刻の猶予も許さない喫緊の課題である。

毎年のように発生する自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化を図ることを強く求める。

よって、安全・安心の医療・介護の実現のため、下記の事項について国会及び政府に対し要望する。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - (1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - (2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年12月 日

衆議院議長 細 田 博 之 殿
参議院議長 尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿
総 務 大 臣 松 本 剛 明 殿
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山 定彦

畜産経営を継続するための対策を求める意見書

コロナ禍とロシアのウクライナ侵略、円安、気候危機などにより、原油、穀物、飼料、肥料原料などの価格が高騰し、畜産農家・業者の経営はかつて経験したことがない深刻な事態に直面している。

政府は、畜産農家・業者に対し、配合飼料価格制度や飼料価格高騰緊急対策事業により補填金の交付を行っているが、現行の制度では価格高騰分の一部しか補填されないため、経営を維持、継続することは極めて困難な状況となっている。

畜産農家・業者は、国民に安全安心な畜産物を安定供給するため、日々、家畜の世話に汗をかき、農業生産に懸命に取り組み、食料供給と地域経済を支えている。

畜産農家・業者の経営継続のため、下記の事項について、国会及び政府に対し要望する。

記

- 1 畜産危機を打開するため、従来の枠組みにとらわれない抜本的な対策を行い、飼料高騰分の全額を補填すること。
- 2 飼料を外国に依存するのではなく、国内で自給できるようにするための施策を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年12月 日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
経済産業大臣	西村康稔	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 小宮山 定彦